

(認証業務規程第24条第2項)

別記様式4

年 月 日

一般社団法人日本精米検査認証協会  
会 長 飯 野 輝 明 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

㊞

## 審査同意書

当社の当該製造工場において、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」とする）の登録認証機関である一般社団法人日本精米検査認証協会からJAS法第10条第1項の規定により当該製品の日本農林規格による格付を行い、その容器・包装等にJASマークの表示を付すことができる認証を受ける審査に際しましては、以下の事項の遵守等について同意します。

1. 格付の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。
2. 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣に報告の請求を拒否し、若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは農林水産省若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらによる質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。
3. 認証を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認証に係る農林物資以外の商品について貴会の認証を受けていると誤認させ、又は貴会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
4. 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、その認証に係る種類の農林物資が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
5. 貴会が3又は4に違反すると認め、広告又は表示方法の改善又は中止を求めたと

きは、これに応じること。

6. 他人にその認証又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る農林物資以外の商品について貴会の認証を受けていると誤認させ、又は貴会の認証の審査内容その他の認証に関する業務内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
7. 貴会及び貴会が認証業務を委託している一般社団法人日本精米工業会が、定期的に又は必要に応じて行う審査、調査の実施等に関して協力すること。
8. 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を貴会に報告すること。
9. 格付に関する記録を、農林物資の格付の日から1年間保存すること。
10. JAS製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともにその記録を貴会の求めに応じて貴会に利用させること。
11. 認証事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ貴会に通知すること。
12. 貴会が必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は認証に係る工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができること。
13. 1から11までの事項に違反し、又は12の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは12の調査の実施等を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、貴会が認証の取消し又は格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
14. 認証の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、貴会の要求とおりに認証書を返却すること。
15. 当社が13の請求に応じないときは、貴会がその認証を取消すこと。
16. 貴会が、当社の名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、認証工場の名称及び所在地並びに認証の年月日、13の規定による請求をしたとき又は認証を取消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること及び農林水産大臣に報告すること。